

安元御賀と故実

——『玉葉』における仁平御賀の先例を中心に——

浜 畑 圭 吾

はじめに

安元二年（一一七六）三月四日から六日にかけて、後白河院の五十賀が催された。関白以下の廷臣が参加するその様子を、『安元御賀記』（以下『御賀記』）は「のこるはすくなし」としており、欠席者はあつたものの、朝廷を挙げでの一大行事であつたといえよう。また前年の安元元年（一一七五）八月十六日には御賀行事所始があり（『山槐記』）、十月十六日には樂所始が行われ（『玉葉』）、当日まで試楽が繰り返されていくなど、準備も周到に行われていった。そうした行事の進行について『玉葉』は、

今度賀宴、偏康和例也、仍無法会（延喜・康和無法会、

天永・仁平有法会）、（安元二年三月四日条）

としており、法会のないことから、白河院の康和御賀（康和四年（一一〇二）三月十八日〜二十日）がそのモデルとして採用されたようである。康和御賀は『中右記』『殿暦』に記述があり、仁平御賀（仁平二年（一一五二）三月七日、八日）は『仁平御賀記』『兵範記』に記事が見える。安元御賀については、『御賀記』や『玉葉』『定能卿記』がまとまった記録であるが、最も詳細なものは『玉葉』である。そこで試みに『玉葉』の三月四日、五日、六日の記述の中から康和、仁平御賀の記述回数を

	四日	五日	六日	計
康和御賀	30	2	10	42
仁平御賀	25	3	9	37

し、総計すると表のようになる。

算賀である四日が最も多いのは当然であるが、続いて六日が多いのは後宴であつたからである。五日は『御賀記』が、

かくてあくれば五日になりぬ。あすは後宴にてけふはさしたることなけれどもた、にやは暮さむとて閑白以下とのひさうそくにてまいりあつまれり。(定家本)

とするように、「さしたること」のない日であるが、康和と同様安元の時にも船樂が行われており、康和・仁平あわせて五例が記されている。こうしたことは『定能卿記』でも同様に見ることができ、康和が四日では三例、五日がなし、六日は六例、仁平は四日が二例、五日も二例、六日は五例とその数は少ない。

また、康和御賀や仁平御賀以外の賀宴も先例として勘案されたらしく、『玉葉』では、宇多法皇五十賀(九一六)である延喜の例が七例、朱雀、村上両帝の母后穩子の五十賀(九三四)である承平の例が三例、東三条院詮子の四十賀(一〇〇一)である長保の例が一例、白河法皇六十賀(一一一二)である天永の例が六例挙がつている。延喜と天永が多いのは、安元御賀と同じく、ともに法皇の賀であ

り、また特に天永は仁平に続いて安元御賀に近いものであつたからであらう。安元御賀の骨格を康和と決めた際にも「延喜・康和無法会、天永・仁平有法会」(『玉葉』)と挙がつているが、天永は法会が行われていたため外されている。康和御賀を基本的な骨格とはしながらも、仁平御賀もまた先例とし、さらに古い先行御賀も勘案して安元御賀は催されているのである。

こうした安元御賀のあり方について、平安時代の算賀を検討した村上美紀氏^(マツモリ)のように、

安元二年(一一七六)後白河上皇^(マコト)五十賀を記している『玉葉』に顕著に表れているように、院政期の算賀はとにかく先例に固執していた。形が出来上がったしまったのだから仕方のない事であるが、そうなる後はマンネリ化し、精彩を欠いていくしかなかっただろう。

と、先例にとらわれすぎると儀式の硬直化を招くという見解もある。しかし安元御賀では、独自の進行を見せている箇所もあり、全てを康和に依っているわけではなく、また、先例に従っていないところも見受けられる。

そこで本稿は、康和以外の先例、主に仁平の例がどのよ

うに勘案され、安元御賀に還元されているのかということを中心に考察し、さらに独自の進行があったところについても検討してみたい。これまでも個々の事象についての、故実との関係は指摘されてきたが、御賀全体を通しての故実の検討は、康和御賀によるという大枠の確認だけで、これまで十分にはなされてこなかった。安元御賀の実態把握の一環である。

一、安元御賀と仁平御賀

まずは、仁平の例が採用された箇所を検討してみたい。

四日の参賀では、はじめに後白河法皇や高倉天皇の出御があり、高倉天皇は法皇に拝舞の後、座に着く。天皇の拝舞を受けた法皇は、一度離席する。その間拝座を、

置鬼間（以寝殿西庇北第一間妻戸内擬鬼間也、件所予置玄象已下管弦物具等）、

として、宮中に擬して設えた「鬼間」に置いたとしている。法住寺南殿における「鬼間」は、「玉葉」や『定能卿記』などその他の記録では確認できない。そして、

康和例、此間垂庇御簾、是白川院御出家之後、不令見

安元御賀と故実

人給之故也、今度不垂之、仁平例也、

と続く。康和の際にもこうした楽器を置いておく「鬼間」があったようであるが、庇の御簾は垂れていたようである。白河院が出家後、人に姿を見せなかったからというのがその理由であるようだが、今回は御簾を垂れず、それは仁平の例に倣ったとするのである。『殿暦』康和四年三月十八日条には、

但上皇出御御自寝殿母屋中障子戸、御床子乾角、御拝訖退御々休所、次垂御簾、是非前例、上皇乃依不見御于人也、

とあって、白河院の人目を避けたことが見える。『中右記』に直接そうしたことをうかがわせる記述はないが、上皇の居所となっている場所に御簾の垂れていることは確認できる。³⁾

御簾については、国忌などで政務が停止される「廢務」の際には御簾は上げられ、皇族や重臣の喪にあたり、天皇が政務に臨まない「廢朝」の際には垂れるなど、喪に関することは故実として存在する。⁴⁾しかし、康和の場合は『殿暦』が「是非前例」とする通り白河院の個人的な意志であり、今回は採用されず、仁平に従ったと考えられる。

二例目は、公卿殿上人が院に捧げ物である献物を送る際に見える。献物は院司が受け取る事になっており、左大臣がその名前を呼ぶ。『御賀記』においても「左大臣、院の別当をめす」とあり、「右大弁長方朝臣」（群書類従本は頭右大弁長方朝臣）の名が呼ばれている。『玉葉』には、

召院司名（其詞、長方朝臣、二音召之、自称物名ハ頗高召之、抑親信朝臣位在長方上、而仁平忠盛朝臣位〔雖イ〕在朝隆上〔大弁藏人頭〕、奏事由列忠盛上、今依彼例、長方列親信上歟、

とあつて、長方は位が上の藤原親信を差し置いて呼ばれたということ伝えている。長方は当時正四位下、藏人頭兼右大弁であり、藤原親信は正四位下、内藏頭兼右馬頭であつた。『定能卿記』にも「長方朝臣院司五藏也、然而依為頭弁立上、是仁平例也」（三月四日条）とあつて、院司としては「五藏」であつた長方が名を呼ばれたのは、「頭弁」すなわち藏人頭を兼ねた右大弁であつたからと伝えている。『玉葉』の記す「大弁藏人頭」も同様である。

『玉葉』も『定能卿記』もこれを仁平の例としているが、それは「仁平御賀記」「兵範記」の次の記事を指すのであらう。

召朝隆朝臣。二声（院司也。忠盛朝臣、雖為上首不召之。如何。朝隆朝臣、位階雖下藏、為貫首之故歟）（「仁平御賀記」）

次大相国召院司名（朝隆朝臣二音）、右大弁朝隆、率院司刑部卿忠盛朝臣（頭弁上藏也、依為貫首列彼下藏歟、但院中役不可然云云）（「兵範記」）

「仁平御賀記」の忠盛が「上首」であつたとするのは、「位階雖下藏」とあるとおり、位階を指す。仁平二年当時忠盛は正四位上、朝隆は正四位下であつた。しかし「頭弁」とあつて、藏人頭と右大弁を兼任していたため、朝隆が呼ばれたとしてゐるのである。位階が下であつても、また「兵範記」にあるとおり、院中においては下役であつたらしいが、大弁の藏人頭であることが優先されたのである。安元の長方が院司としては「五藏」であつたということにも一致する。長方と親信の位階も正四位下と同等だが、長方は嘉応二年（一一七〇）三月二十四日に正四位下に昇つたのに対して親信は仁安三年（一一六八）正月六日と、先任であつた。安元の措置は全く仁平の例に倣つてゐると言えるだらう。

康和の際には正四位下修理大夫藤原頭季が、天永には正四

位下播磨守藤原長実がこれを務めている。康和、天永の際にはいずれも大弁と藏人頭を兼ねたものはいなかったが、天永を記した『中右記』同三年三月十八日の記述には、

次左大臣召上藏院司二音（長実朝臣）、院司七八人許出来（頭中将頭弁共為院司、仍在此列、但任位階次第列立也）長実朝臣（播磨守）、

とあって、長実の他に頭中将や頭弁が院司であつたが、播磨守長実が呼ばれているのである。これは位階官職ではなく、長実が「上藏院司」であつたからであろう。

つまり、院司としての序列を選ぶというのも選択の基準であつたが、安元の際には状況が一致する仁平の先例を採用し、右大弁藏人頭である長方を呼んだということになる。

三例目は献物の授受の後の退出経路についてであるが、『玉葉』は、次のように記す。

此間殿上人乍持献物右廻、歴列後退出（可歴列前歟、仁平如此、今度儀背先跡、未得其意、

殿上人は列の前を経て退出すべきであり、それは仁平の先例でもあるとするが、『仁平御賀記』には「殿上人乍持、退出中門外」とあるのみでその様子は不明である。ただし『兵範記』には「入西門中門、経上達部前、進東頭弁至于

大相国前、跪差笏、大臣同跪授籠物頭弁取之、左廻退出、忠盛以下作法次第如此、殿上人以下乍捧籠物退出、於中門外付院司畢（後略）」（三月八日）とあって、籠物すなわち献物を受け取った頭弁朝隆は「左廻」に退出しているのである。忠盛以下もそれに倣っている。つまり「右廻」で「列後」を経て退出したのならば、「左廻」は「列前」を経て退出した可能性もあるだろう。いずれにしても、康和や天永にも該当する記述はなく、その他諸文献にも見えないので、「仁平如此」の実否は確認できない。しかし、兼実が康和ではなく仁平を「先跡」とした点には注意しておきたい。康和の例が確認できなかったということもあるだろうが、必ずしも康和に縛られないということでもある。

四例目は、楽が始まり、楽行事以下舞人樂人が庭上に現れ、楽屋へ入っていく場面である。その際、

行事参議各着西座上頭（如康和例者、行事楽屋前敷高麗畳二枚着之、今度無此儀）

として、康和では、行事が楽屋前に高麗縁の畳を二枚敷いて着したが、今回はそれがなかったらしい。これは『中右記』が「先是参議行事二人着座（楽屋前敷高麗端畳二枚、為参議行事座也）」（三月十八日）と記しているのに一致す

る。天永や仁平では確認できない。理由は不明であるが、今回は康和の例には做わなかった。

五例目は六日の後宴の日の船樂の直前、行事の参議と一部の樂人の行動についてである。『玉葉』は次のように記す。

但行事参議及打物（除大鼓・鉦鼓之外不乗之、仁平例云々、康和皆乗之）人等兼候樂屋、

まず樂器について、大鼓や鉦鼓を除いて他の打物は船に乗せなかったとし、これは仁平の例に倣ったとしている。

『定能卿記』にも「康和例、打物輩皆乗船、仁平例、鼓鉦等外打物輩不乗船、直参樂屋、今度依仁平例歟」としている。實際同書には乗船者として「家俊（鉦鼓）」「季能（大鼓）」と、鉦鼓、大鼓は見えるが、その他の打物はない。康和では乗船者として「左兵衛権佐宗能（大鼓）、右馬頭兼実朝臣（三鼓）、少納言実行（鉦鼓）」（『中右記』）と大鼓、鉦鼓の他に三鼓の樂人の名も見えるが、仁平の記録にはそうしたことは見えない。またこうしたことは『西宮記』『新儀式』にも見えない。大鼓、鉦鼓以外の打物を乗せなかった理由は不明だが、安元では仁平の例に倣っていると見えよう。

六例目も後宴である。青海波の舞が披露されたところに、輪台上臈二人在先（頼実・清経、不袒、青海波不立垣代、康和・仁平例也、後聞、康和下臈二人在先、仁平上臈二人在先、今日可依何例乎之由、頼実朝臣触隆季卿、々々々称可依康和例之由、而光近申云、上臈可在先、隆季示可依光近申状之由、仍今日為先上臈云々）とある。輪台の先頭に、上臈である頼実と清経の二人が進んだということだが、下臈が先に立った康和に倣うべきか、上臈が先に立った仁平に倣うべきか、藤原頼実が隆季に確認している。それに対して隆季は康和の例と答えているが、舞師である伯光近の意見によって上臈が先と改められたようである。つまり、当初は康和の例に従うということであったが、最終的には仁平の例に倣うことになったのである。こうしたことは康和仁平の諸記録には見えないが、『定能卿記』にも、

爰頼実朝臣問隆季卿曰、康和例、輪台第二・第四有前、第三・第一有後、仁平例、第一・第三有前、第二・第四有後、今度如何云々、隆季卿曰、今度被用康和例、可依彼例云々、而舞師光近以上臈可為前之由頻申行、隆季卿曰、左右只任光近説、仍一向付光近説、頼実・

清経朝臣為前、次左右舞人相交、
とはほ同様に記されている。

上卿である隆季は康和の例に従うつもりであつたようだが、舞師である狛光近に「頻申行」われて、意見を翻し、仁平の例に倣っている。

以上六例を検討した。全体としては康和に倣いながらも、部分的には仁平を先例とするものもある。理由の不明なものもあるが、二例目のように、状況が一致する場合などは、康和に縛られず、仁平に倣っている。

二、故実の再検証

論述の都合上、御賀の進行とは前後するが、次に、仁平の先例を採用しながらも、さらに故実の検証を求めている例を挙げる。

まず四日の算賀のはじめ、公卿殿上人が献上物である献物を持って二列に並んだ場面である。献物の中身について確認するかどうかという点で先例が引かれている。

中宮大夫隆季卿以光雅申関白曰、可被問献物哉否、関白云、依康和・仁平例、不可被問者、

行事である隆季から藤原光雅を通じて関白基房に献物を問うかどうかについての問い合わせがあつた。それに対して基房は康和と仁平の例に従い、問わないとしている。問わなかつた先例として兼実は延喜、長保、康和、仁平の御賀を挙げており、それぞれ次のように記している。

延喜両度、長保（上首御堂、内覧左大臣）、康和（上首左大臣俊房、知足院殿内覧右大臣第二也）、仁平（故殿為関白、不立献物列、以太相国実行為上首、内覧左大臣頼長為第二、）、已上不問之、

康和の際は忠実は内覧右大臣であり摂関不在、仁平の際、忠通は関白であり、献物の列には立たず、献物を問うことも無かつた。今回の関白基房の判断は仁平に近いと言えるだろう。

そして、

承平（母后御賀）、貞信公其賀之時、為摂政問之、天永（白河院六十御賀）、知足院殿為摂政問之、今度因延喜等例不被問之、其理可然、

として献物を問うた例に、承平と天永を挙げ、それぞれ忠平と忠実が摂政であつたことを記し、延喜等の例に倣つたのは「其理可然」とするのである。

そして『玉葉』はさらに、

抑有摂政・関白之時、必可問献物之趣、見天永為房記、是因承平例所称歟、何必可為摂政・関白之所役哉、不可問献物之子細、見延喜御記、何有異議矣、

と続け、摂政・関白が置かれていたときは献物を問うよう「天永為房記」に見えるが、これは承平を先例としたものであらうとし、「延喜御記」には「不可問献物之子細」が見えているので、異議はないだらうと判断している。「何必可為摂政・関白之所役哉」とある通り、摂関の役とは決まっていないうのが兼実の確認しておきたいところであつたのだらう。

しかし、そもそも隆季がこうしたことを基房に確認するあたり、そうした説の存在したことをうかがわせる。仁平のことを記す『兵範記』の後宴（三月八日）の日の記述に次のようなものがある。

此間関白殿下御座南庇西戸辺、或人云摂政之時候南簀子、被問献物云々、康和四年御賀、依無摂政、不被問之、天永當時入道殿、依為摂政被問、斯延喜例也、今殿下當時雖非摂政仁、経歴二代撰録畢、作載式文尤可令問給歟、無其沙汰如何、

献物を受け取るために廷臣が並び、太政大臣実行がその中身について述べた記述に続くものである。関白忠通は「南庇西戸辺」に候していたが、「或人云」として、摂政の時は「南簀子」にあつて、献物を問うたとしている。

康和御賀では摂政不在であつたため、問うことはなかつたが、天永の時は「入道殿」忠実が摂政であつたため、問われたと記している。そして、「殿下」すなわち忠通は今摂政の職にはないが、かつては「二代撰録」であつたとし、献物を問うても良いのではないかとするのである。

忠通は鳥羽天皇の代に関白（一一二一年）を、崇徳天皇の代に摂政（一一二三年）と関白（一一二九年）を務め、近衛天皇の代にも摂政（一一四二年）と関白（一一五〇年）を務めている。「二代撰録」とは崇徳近衛兩帝時代の摂政ことを指すと考えられる。「或人」の説では、献物を問うのは摂政の役ということなのだらう。『玉葉』が挙げる「天永為房記」にも、そうした摂政関白の役割として記されていたと推測される。

また、廷臣が献物の列を作るために庭に下りた際の関白基房の居所について、安元の際には『玉葉』に、
関白奉扶持、還出居西面妻戸下（南面無座、仮居之儀

也、是仁平例也、献物之間坐此所也、

とあって、「西面妻戸下」で「仮居」していたとし、それは「仁平例」となっている。『定能卿記』には、「列立庭中、但関白不令立給、南殿東妻戸間簀子辺令座給、是先例也」とあるのが該当すると考えられるが、「先例」とあって、康和か仁平かは判然としない。ただし『兵範記』に、「関白殿下参進簀子座」(三月七日条)とあって同様に簀子に進んでいるのである。安元の際には、康和、仁平に倣って献物を問うことはしなかったが、関白の職にあり、献物の列に立たず簀子にあった忠通の仁平の例が、今回の基房の例により近い。

基房の判断を是としながらも、承平・天永の例は延喜とは「乖違」しているので、どちらとも決しがたいとし、最終的には「須訪古賢歟」と結んで、さらなる検討の必要性を述べているのは、そうした諸説の存在があったからである。そして将来の御賀に、自身が撰関として臨んだ際のためということもあったであろう。

二例目は、六日の後宴の日である。船案の最中に関白基房が藤原光雅を召している。その記述に、

此間関白召光雅へ仁平法皇召範家被仰之、今度召五位、

被准彼歟、理須召藏人頭也、

とある。藤原光雅は当時正五位下、藏人兼右少弁兼左衛門権佐で、御賀の行事(職事)であった。『兵範記』『仁平御賀記』に召し出された記述は見えないが、範家も仁平御賀当時五位藏人で左少弁、右衛門権佐と官職も近く、また行事でもあった。そうしたことから、関白に召されたとおぼしく、仁平の例に倣ったというのも了解されるのである。

ただし兼実は「理」として藏人頭を召すべきとしている。確かに後宴の冒頭に、「次頭中将実宗朝臣、奉関白仰召公卿」とあって、公卿を召すときに頭中将を遣わしているの、そうした選択もあったであろう。仁平の先例にあることだが、兼実は「理」を主張している。

三例目も六日の後宴の日であるが、青海波の舞の前に卿相数名が楽屋へ向かっている。

古鳥蘇終頭、内府以下向楽屋(源大納言・源中納言同相具、為扶持胡飲酒也、猶各別可向歟、

古鳥蘇が終わりに近付いたころ、内大臣師長が源大納言定房とその弟源中納言雅頼を連れ、楽屋に向かっている。「為扶持胡飲酒也」とあって、定房の子雅行を扶持するためであった。しかし、この箇所は頭書に、

〔後間、内府イ〕為相〔具源イ〕大納言、待御膳了之間、經數刻云々、是仁平故宇治左府被相具中院之故云々、而見彼記、全以不然、如何云々、人々有傾奇氣歟、被遣樂屋之大臣与扶持舞人々混合之条不得心、又無先例、旁可謂違失歟、

と見え、師長の行動に疑問を呈している。師長の行動は「仁平故宇治左府」すなわち父である左大臣藤原頼長が、「中院」右大臣源雅定を連れて樂屋へ向かったのに倣ったとするが、兼実は「而見彼記、全以不然、如何云々」としており、それは事實では無かつたようである。仁平の胡飲酒童は源雅仲。中院雅定の猶子であり、安元の源大納言定房もまた雅定の猶子であつた。

こうしたことについて、『仁平御賀記』に直接の記述は無く、後宴の記述に、

次左胡飲酒（小舍人雅仲。右大臣為養子伝此曲。相具参上）、

とのみあつて、右大臣雅定が扶持していたことは確認できるが、頼長の関与は見えない。ただし『兵範記』の後宴（二月八日条）の記述には、青海波の記述の後に、

此間左内兩府以下卿相、如初經前庭、還着御前座、右

府猶坐樂屋、次胡飲酒（小舍人雅仲、装束如例、但無面、天冠綵角等着之）、乱声數刻、右大臣相具出樂屋、とあつて、胡飲酒の直前まで左大臣頼長や内大臣藤原実能は樂屋にいたようであり、「右府」雅定のみが残っている。

頼長が雅定を「相具」して樂屋に入つたかどうかはわからないが、こうした記述を誤解したか。師長がどのようなものを根拠としてそうした行動に出たのかも不明だが、兼実は「而見彼記」とあつて、何らかの文献をもとにそれが誤りであると指摘しているのである。そして「有傾奇氣歟」として、それが自由に振る舞う様であると苦言を呈し、「又無先例、旁可謂違失歟」として先例にないことを問題とし、「違失」すなわち過失であると非難するのは、兼実が故実を無批判に受け入れるのでは無く、再検証し、嚴肅に遂行しようとする姿勢がうかがえるところであろう。

三、安元御賀の独自進行

仁平の例に倣つた箇所と、倣いながらもさらに検討を重ねようとしている箇所を考察してきた。次にどちらにもよらなかつた例を検討してみたい。

まず四日の冒頭、賀宴を行う場所について、『玉葉』は次のような問題のあったことを記している。

於東山御所南殿有此〔事イ〕、〔此謂之法住寺殿、任康和・仁平例、於鳥羽〔南イ〕殿可被行之由、去年雖有議定、彼皆當時御在所、依為勝地、便被用之、今又御所之体、水石有便、何求外乎、加之、鳥羽殿其地本〔太か〕荒蕪、專難行此礼〔体か〕、仍重有議被改之、雖遣〔違イ〕乖兩度例之恨、猶有省衆庶煩之悦、緇素莫不甘心〕、

当初、康和御賀と仁平御賀の際に準じて「鳥羽南殿」、鳥羽殿の南殿で行われるよう議定で決したようである。しかし「鳥羽南殿」は、当時白河院、鳥羽院の在所であり、現在の後白河院は東山御所すなわち法住寺殿に在ること、⁽¹⁰⁾また「水石」の便も良いこと、現在の鳥羽殿が荒廢していることなどを理由として、再検討した結果、法住寺殿に決したというのである。そこで兼実は「雖遣〔違イ〕乖兩度例之恨、猶有省衆庶煩之悦」として、「兩度例」すなわち康和、仁平の例に背くことになるが、「衆庶煩」を省くことができるのは喜びであるとし、「緇素莫不甘心」として、僧俗も望むところの選択をしているのである。場の問題は

賀宴にとつて最も重要な事項の一つであつたと思われるが、今回は先例に縛られることなく、現実的な事情を勘案して決している。

二例目も同じく四日、法皇の出御に続いて高倉天皇の出御となるが、

自廂東進、於白裕〔上イ〕拜舞、

とあつて、高倉天皇の拜舞があつた。続いて割り注で、

此間閉東中門、不使雜人見此儀、是康和例也、延喜・

天永御拝之間、垂廂御簾、先是関白問余曰、康和垂御

簾之由、覚悟如何、余対曰、先雖垂之、猶有議被上之

旨、見日記者、

と記されている。拜舞の最中に東の中門が閉められていた

ことについて、これは「雜人」に見せないためとしている。

「是康和例也」とあるとおり、『中右記』には、「雖上廂御

簾、衆人不見其儀〔閉中門、万人被出外也〕」(三月十八日

条)とあつて、やはり中門は閉められていたらしい。『玉

葉』は頭書に、

檢非違使入中門内、近衛者及関白已下隨身皆悉追出之、

如法正月行幸、時忠立中門廊行之、

とあつて、檢非違使が中門の中に入り、近衛府の者や関白

以下を悉く追い出したとし、「如法正月行幸」としている。『玉葉』の同年正月三日条の朝覲行幸の様子を記したところには次のように見える。

今日御拝之間、私南底雜人、被閉中門、関白已下隨身及近衛者等、皆悉被追出了、検非違使入中門内私之、未聞事也、

高倉天皇の御拝の間の出来事であるが、御賀の際とはほぼ同じ事があつたらしい。「未聞事也」とあるとおり、管見の限り他にこうした例は見当たらない。承安三年正月一日の条に小朝拝の際の記述が見えるが、

関白已下列立中門外（西上北面如例）、

とあつて、検非違使による「追出」は見えない。天皇の拝舞の際に中門が閉じられ、関白以下の廷臣が中門の外に並ぶのは康和の先例であるが、検非違使がこれを行使するのは安元二年正月三日の朝覲行幸での出来事が再現されていたのである。兼実の脳裏にはつい二ヶ月前の正月の出来事が思い起こされ、「如法正月行幸」と記したのである。

そして、拝舞の際の廂の御簾の問題については、延喜や天永の時は下ろしていたとする。『中右記』等では確認できない。関白基房は兼実に康和は御簾を下ろしていたのか

どうか故実を尋ねている。これに対して兼実は上げられていたと「日記」に見えると答えている。確かに『中右記』には「雖上廂御簾」となっている。

三例目として四日の記述、十疋の馬が献ぜられたあとに三台塩が奏され、その間に守覚法親王への賜祿があつた。その時に関白基房が兼実に次のようなことを尋ねている。

此間関白問余云、見参入御之後可覧歟、将於御座可奏歟、余对云、康和無所見、但如為隆記者、似入御以前歟、仁平入御之後覽之、雖何儀有何難哉、但憶事理、入御以前可奏見参歟、関白云、愚案又如此、

参加者の名簿である「見参」について、法皇、天皇の入御の前に披露すべきか、後に披露すべきかということであるが、兼実は為隆記の情報として入御以前と考えられると答えている。『中右記』には、「次左大臣於西中門、令頭并奏見参、左少将有家朝臣、於西中門内唱見参」（三月十八日条）とあつて、「上皇入御、天皇還御所」とあり、入御以前なのだろう。また仁平は入御後ということであるが、『仁平御賀記』には、「給院司見参」「給公家見参」「開見参文」などであつた後に「次両主入御」とあつて、入御以前に読める。『兵範記』には見参の記事はあるが、入御の記

述が見えず、前後は判断できない。『新儀式』には、「中務省唱^二見參^一。非侍從并未^レ得^二解由^一者、外記注^二見參^一。後日給之」とはあるが、それが入御の前後であるかどうかは不明である。

見參を唱えることは故実であるが、それをいつ唱えるかということまでは、『玉葉』が「雖何儀有何難哉」とするように、はっきりしていなかったらしい。基房が兼実に尋ねたのもそうした事情からであると考えられるし、兼実自身の答えもはっきりしないのも同じ理由であろう。結局は康和の例を勧め、その通り入御以前に見參を読み上げているが、その時にも「但憶事理」として、筋道を立てて考えると、とするのはまだ故実ではなかったからではないだろうか。基房もそれに従っているのである。

おわりに

『玉葉』には、御賀の一年前の安元元年二月十七日条に次のような記述がある。

先是大外記頼業持来古来君臣賀算年記、先日依召仰也、兼実は清原頼業から「古来君臣賀算年記」を手に入れて

いる。詳細は不明ながら、「賀算」の記録であろう。来年の御賀にあたって先例を整理、確認していたと考えられる。

『玉葉』の三日間の記述にある詳細な先例は、そうした努力によって記されたのだろう。師長の誤りを指摘したところでも兼実が見た「彼記」もこうしたものであったかもしれない。安元御賀が先例を重視し、特に康和の例に依るところが多いのは間違いないが、仁平の例に倣っている箇所もまた多く、必ずしも康和に縛られていたわけではなかった。より良い先例が常に模索、検討されていたのである。

また、御賀の場のように、康和、仁平の例による鳥羽殿ではなく、法住寺南殿を選択したのは先例にない判断であり、そこでは現実的な理由が勘案されてもいた。このように先例は重視されるべきものではあるが、時には当時の意見が反映されることもあったのである。

また、第二章で検討した献物を問うかどうかという問題に関して、承平と天永を挙げ、それぞれ忠平と忠実が摂政であったことを記し、摂政不在の今回は、同じく摂政の置かれていなかった延喜等の例に倣ったということを兼実は「其理可然」とする。延喜等の先例には倣っているが、その選択は「理」にかなっているとするのである。こうした

「理」は、献物を持ちながら退出するのに弓をも持っていないでは不便ではないかという四日の記述にも「乍持献物可退下之故也者、其理雖可然」と見え、同じく第二章の二例目で検討したところでは仁平の先例があるにもかかわらず、よりふさわしい提案を「理」によって主張していたのである。^{①②}

慶事の先例は重視され、それに倣っていくが、盲目的に従うのではなく、より良い先例を求めて博搜され、その都度再検証されていたのである。

注

- (1) 村上美紀「平安時代の参賀」(『寧楽史苑』四十号・一九九五年)
- (2) 六日の後宴での青海波と故実の關係が多く論じられてきた。榊泰純「青海波と師長」(『日本仏教芸能史研究』・風間書房・一九八〇年)、堀淳一「後白河院五十賀における舞楽青海波―『玉葉』の視線から―」(『古代中世文学論考』第三集・新典社、一九九九年)、三島暁子「御賀の故実継承と『青海波小輪』について―附早稲田大学図書館蔵『青海波短代之図』翻刻―」(『禁裏・公家文庫研究』第三輯・思文閣

出版・二〇〇八年)、同「安元御賀試楽の場―妙音院師長「御説指図」による舞楽「青海波」を中心に―」(『梁塵研究と資料』第二十五号・二〇〇八年)

- (3) 「次上皇主上大床子歟(垂御簾、後聞、不御床子云々)」[次供上皇御膳(中略) 此間垂御簾供参議被止也(供御酒儀、同被止)、上皇主上入御、次供平敷御座(母屋中央間以西御簾垂)](以上「中右記」)

- (4) 「中右記」寛治元年八月二十一日条に、「但廢務之時不垂御簾(廢朝之時下之云々)」とある。また康和五年に堀川帝女御苺子が薨じた際清涼殿の御簾は垂れていたらしく「從一昨日清涼殿垂御簾、是依女御事歟」(『殿曆』同年二月四日条)とあるのも、廢朝によるのであろう。

- (5) 「台記」天養元年(一一四四)十月二十六日条には「忠盛朝臣、正四位下工国任一階」と見え、正四位下から正四位上へ昇叙されたことが見える。

- (6) 天永御賀当時の頭中將は正四位下藏人頭左近中将藤原通季、頭弁は從四位下藏人頭權右中弁藤原実行。

- (7) 「西宮記」卷第十二「太上天皇賀事」(改訂増補 故実叢書)七卷・明治圖書・一九九三年)、「新儀式」第四「天皇奉賀上皇御第事」(群書類従 第六輯)。

- (8) 延喜のことについて、「扶桑略記」や「日本紀略」にはそうした記述は見えない。

(9) 康和の際、忠通は右大臣として庭上に列立している(「中右記」)。

(10) 「玉葉」安元二年正月二十三日条の試楽の日には「此日法皇始覽御賀舞(日來御于南殿、而先例於可有御賀之御所、不覽御賀舞之由、其儀出来、仍渡御北殿云々)」とあり、同年三月二日条には「今夕法皇及建春門院御幸南殿、供奉侍臣衣冠云々、是依明後日御賀也」と見える。

(11) 四日の庭上の廷臣達が献物を取ることにについて、次のようにある。

左大臣以下指笏取献物(左末、右本、不論卿相侍臣、持弓之輩取副之、長保小記曰、於非参議者、何必取副於弓(等イ)、乍持献物可退下之故也者、其理雖可然、康和・仁平共副弓、若不見及彼記歟、

献物を持つに際して、「持弓之輩」は献物に弓を添えて持ったとする。ただし「長保小記」すなわち小右記には、非参議は必ずしも弓を取り添える必要はないと記されているとし、その理由は受け取った献物を持つてさがらなければならないからとする。同様のことは「定能卿記」にも、「公卿・殿上人為衛府人皆副弓(長保実資卿記云、為衛府者皆取副弓、但侍臣不可被副弓歟、乍持献物退出故也云々、然而康和・仁平皆取副弓、仍今度皆如此)」と見えるが、今回は康和仁平に従ったとする。

安元御賀と故実

「小右記」には、長保三年十月九日の東三条院詮子の賀に「授献物於院司、上達部次第如此(衛府上達部取副寵物於弓授院司、執弓婦、非参議同用上達部議、至非参議、雖不加弓、何事之有也、依不授院司)(増補史料大成)」と見える。「権記」には記述はない。衛府の上達部は献物と弓を持って現れ、献物を授けて弓を持ち帰るのでかまわないが、非参議は献物を授けられて帰るのだから、弓を持つ必要はないのではないかということである。仁平は八日の後宴の際に献物の授受が行われており、「為衛府之人取副於弓」(仁平御賀記)と見えるが、康和には見えない。ただし天水の御賀では、「衛府公卿取副弓也」(「中右記」天水三年三月十八日条)、「着胡録人跪置、即於右賜之、取弓起、次第取了」(「殿曆」)と見え、「小右記」の記述は天水の際にも採用されなかつたらしい。兼実は「理」としているが、仁平や康和の際に「小右記」の記述は参考にされなかつたのだろう。また献物を受け取る作法について、院司が「跪指笏」とあるが、この作法について、

乍立指笏之輩少々相交云々、如仁平宇治左府(記イ)者、以跪為非、康和(例)多以跪矣、衛府跪置弓、立受献物、又跪取加弓立、是正法也、或又跪置弓、乍跪受取献物、取加弓立、是違失也、此皆見仁平宇治左府記、としている。仁平のことを記す「宇治左府記」すなわち「台

「記」は跪いて笏を差すことを非としているが、康和は多く跪いていたとする。この点、安元は康和を先例としている。「定能卿記」には「各挿笏取献物」とあるだけで、どの時点で挿したかは不明。そして衛府の場合は、跪いて弓を置き、立つて献物を受け、又跪いて弓を取るというのが「正法」であり、跪いて弓を置いて跪きながら献物を受け取り、弓を取って立つのは「遺失」であるとするのである。「台記」に仁平二年三月の記述はないため確認は出来ないが、「兵範記」には「跪差笏、大臣同跪授籠物頭并取之」（三月八日条）とあって、笏は跪いて差されている。そうした様子を頼長は「非」としたのだろう。献物の授受もそのまま跪いて行われている。「仁平御賀記」は「挿笏跪。給献物」としており、お互い跪いていたかどうかは記していない。「新儀式」には跪くかどうかの記述はない。

康和の諸記録に確認は出来ないが、天永には「左大臣召院司給之、其儀院（司脱力）進跪上達部前、上達部跪賜之」（「殿曆」三月十八日条）とあってお互い跪いている。笏をどの時に差したかは不明である。「玉葉」は続けて、立受献物、公卿乍立授献物（一両卿相跪授之云々、天永内府已下跪授之、堀川左府「記イ」以之為非者、衛府跪置弓、立授献物、跪取弓立、としており、安元の場合は献物は立ちながら授受されてい

る。しかし「一両卿相跪授之云々」とあり、また頭書にも「後聞、公保卿跪授献物云々」とあって、一部では跪いた廷臣もあつたらしい。こうしたことについて、兼実は天永の例を挙げ、跪いての授受を非難しているのである。衛府は弓を置いた後は立つて、これを受けたようであり、やはり跪いてはいない。

笏については、頼長は非難しているが仁平では跪いて差され、また「玉葉」によれば康和も同前とあり康和、仁平を先例とする。献物の授受については、康和は不明、天永、仁平は跪いて行われており、立ちながら授受された安元とは相違する。衛府の弓の場合も笏と同様、跪いて置いた後は立ち上がったて献物を受け取るのであり、跪いて授受はされない。すなわち献物は授ける公卿も、受け取る院司も、衛府であっても、立ちながら行われるべきというのが兼実の認識であり、安元も概ねその通りに行われたのである。

(12) こうしたことは兼実だけではない。定能も「定能卿記」で、「是康和宗輔例云々、但今案、康和笛三人也、仍宗輔吹之、今度四人之上、猶吹笛已五人也、其理可然哉、如何」としている。これは、康和で藤原宗輔が舞人でありながら笛も吹いたことを受けて、安元でも藤原実教の服喪によって、舞人へ転じた藤原公時が、康和の例として笛も吹いたことを問題としているのである。康和の際は笛が三人であ

り、足りなかった為の緊急措置であつた。安元は笛が四人下り、特に必要はなかったのだが、五人となったことを、「理」によつて疑問を持っているのである。

【引用本文】

『安元御賀記』 定家本…『徳川黎明会叢書 古筆聚成』（思文閣出版・平成六年）所収『安元御賀日記』を翻刻、『安元御賀記』群書類従本…『群書類従』巻五二九、『玉葉』…『図書寮叢刊 九条家本玉葉』（明治書院、名著刊行会）『玉葉』全三巻を適宜参照、『定能卿記』…藤原重雄・三島暁子「高松宮家旧蔵『定能卿記』（安元御賀記）」（田島公編『禁裏・公家文庫研究』第二輯・思文閣出版・平成十八年）。また、康和御賀は『中右記』（増補史料大成）『殿暦』（大日本古記録）を、天永御賀は『中右記』（増補史料大成）『殿暦』（大日本古記録）を、仁平御賀は『仁平御賀記』（『続群書類従』第三十四輯）『兵範記』（増補史料大成）を使用した。

（高野山大学助教）